

令和元年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第29号説明資料

令和元年9月2日

大磯町石坂卷子記念子育て支援センター条例

資料

制定概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
制定内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2

子育て支援課

大磯町石坂卷子記念子育て支援センター条例

1 制定概要

本町では、(故)横溝千鶴子氏より寄附を受け、国府新宿地内に子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした、「大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター」を平成22年に開設しています。

その後、東部地区にも同様の施設を望む声もあり、その実現に向けて検討していたところ、(故)石坂卷子氏より山王町地内に所有されていた土地・建物について「次代を担う青少年を育成する施設として活用して欲しい」とのご意向に基づく寄附がありましたので、今回、新たな子育て支援の拠点として「大磯町石坂卷子記念子育て支援センター」を開設するため、施設の設置及び管理等について規定する条例を制定するものです。

2 制定内容

第1条 趣旨について

この条例は、大磯町石坂卷子記念子育て支援センターの設置及び管理等に関し必要な事項を定めます。

第2条 設置について

(設置目的)

この施設は、子育て支援の拠点として、子育てに関する相談及び情報提供を行うとともに、子育てをする親、子及び地域の交流の場を提供することにより、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として定めます。

(名称)

大磯町石坂卷子記念子育て支援センター

(位置)

大磯町大磯 387 番地 3

第3条 事業について

施設における事業について定めます。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- (2) 子育てに関する相談及び情報提供
- (3) その他町長が必要と認める事業

第4条 使用者の範囲について

施設使用者の範囲について定めます。

- (1) 就学前児童及びその保護者
- (2) その他町長が適当と認める者

第5条 使用の制限について

次のいずれかに該当する場合は、使用を拒否することができる規定を定めます。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他使用が不適當であると認められるとき。

第6条 損害賠償について

使用者の故意又は過失により、施設等を損傷し、又は滅失したときの損害を賠償する規定を定めます。

第7条 委任について

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めま
す。

附則 施行期日について

この条例は、令和元年11月1日から施行することについて定めます。